

2018年度(第11回)中国ミッドアマチュアゴルフ選手権競技
競 技 規 定

主 催:中国ゴルフ連盟

CGU CHUGOKU GOLF UNION

期 日:9月5日(水)・6日(木)

場 所:下関ゴルフ倶楽部

〒759-6312 山口県下関市豊浦町黒井 850 Tel.083-772-0206

1. ゴルフ規則: 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定: 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件: 9月5日(水) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
80位タイまでの者が第2ラウンドに進出する。
9月6日(木) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は、“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
※第1ラウンドの終了後、第2ラウンドのスタート時刻ならびに組合せが発表された後に第1ラウンドの競技失格者等が出て、80位タイのストローク数に変更があった場合でも第2ラウンドに進出する選手は追加しない。
4. タイの決定: 36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。
5. クラブと球の規格: (1)適合ドライバースヘッドリスト(規則付 I (B)1a)を適用する。(ゴルフ規則 176 ページ参照)
(2)溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。(ゴルフ規則裁定集 79 ページ参照)
(3)公認球リストの条件(規則付 I (B)1b)を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)
6. 移動: 正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (B)8 移動』を適用する。
(ゴルフ規則 183 ページ参照)
7. キャディー: 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (B)2』を適用する。
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。(ゴルフ規則 179 ページ参照)
8. 競技終了時点: 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
9. 参加資格: JGA/USGAハンディキャップインデックスを所持し、次のいずれかに該当する
1993年12月31日以前に誕生の男子アマチュアゴルファーに参加資格を付与する。
(1) 各県協会(連盟)による選考競技会の通過者とし、各県の割当数は次の通りとする。
【鳥取県10名・島根県12名・岡山県51名・広島県46名・山口県31名】
(2) 過去3年間中国ミッドアマチュアゴルフ選手権競技優勝者
(3) 2017年中国ミッドアマチュアゴルフ選手権競技3位までの者
(4) 過去3年間日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技優勝者
(5) 2017年日本ミッドアマチュアゴルフ選手権決勝進出者
(6) 2017年中国シニアゴルフ選手権競技優勝者
(7) CGU特別承認者

注1: 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一つにでも該当する場合(ただし、これらに限らない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことがある者であることが判明したとき

注2: 本競技は日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技出場資格者の選考対象競技であるため、他地区連盟主催の同選手権競技との重複エントリーはできない。

10. 参加申込: (1) 第9項(1)に該当する選手
- ①中国ゴルフ連盟加盟クラブ会員の選手は、所属クラブに参加料を添えて申し込むこと。申し込みを受けたクラブは所定の申込書に必要事項を記入し、中国ゴルフ連盟に申し込むこと。
 - ②中国ゴルフ連盟加盟クラブ会員以外の選手(競技登録者)は、所定の申込書に必要事項を記入し、中国ゴルフ連盟に申し込むこと。
- (2) 第9項(2)(3)(4)(5)(6)(7)に該当する選手
所定の申込書に必要事項を記入し、中国ゴルフ連盟に申し込むこと。(中国ゴルフ連盟加盟クラブ会員は所属クラブから申し込んでもよい)
11. 申込方法: 申込方法は次のいずれかによること。
- (1) 中国ゴルフ連盟ホームページ(<http://www.cgu.gr.jp>)より申し込み、参加料は下記に振り込む。
(クラブのみ)
 - (2) 参加申込書は中国ゴルフ連盟に郵送かFAX(082-245-0949)し、参加料は下記に振り込む。
《振込銀行》 もみじ銀行 本店 普通 1466614
 広島銀行 本店 普通 621005
《口座名義》 中国ゴルフ連盟
 - (3) 参加申込書と参加料を現金書留に同封し、中国ゴルフ連盟に郵送する。
送付先: 〒730-0037 広島県広島市中区中町8番6号フジタビル8階
 中国ゴルフ連盟 Tel.082-247-2719
12. 申込締切日: **8月1日(水)17時まで**に中国ゴルフ連盟に必着のこと。締切後の申し込みは理由の如何を問わず受理しない。
13. 参加料: 15,000円 ※締切後の参加取り消しの場合は参加料は返金しない。
14. 賞: 優勝:CGU杯(レプリカ) 2~5位:楯 全員:参加記念品
15. 練習日: 参加申込締切日以降の開催倶楽部が定めた日時に練習することができ、プレー費は会員並扱いとする。必ず開催倶楽部へ事前の予約をすること。なお、練習日期間でも、倶楽部の事情により予約がとれないこともありますので、その際はご了承ください。
16. 個人情報に関する同意内容: 参加希望者は、参加申込みに際し、「2018年度(第11回)中国ミッドアマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」により、当連盟が取得する個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
- (1) 第11回中国ミッドアマチュアゴルフ選手権競技(以下「選手権」と称する)の参加資格の審査。

- (2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属、その他選手権の競技結果の公表を含む。
- (3) この申込書による参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
17. 肖像権に関する同意内容: 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは中国ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真、その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物にかかるプレーヤーの肖像権を中国ゴルフ連盟に譲渡することを予め承諾することを要する。
18. 競技者登録について: 本大会出場選手中、中国ゴルフ連盟加盟クラブ会員ではない者は「競技者登録」の手続きを完了すること。詳細については、中国ゴルフ連盟(Tel.082-247-2719)にお問合わせください。

付 記: 第23回日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技
11月14日(水)～16日(金) 於:小野ゴルフ倶楽部(兵庫県)
今大会上位11名に標記大会への参加資格を付与する。
この場合においてタイが生じた場合は、最終ラウンドのスコアを比較し、成績のよいプレーヤーに参加資格を付与する。なおかつタイが生じた場合は、最終ラウンドのNo.10～No.18 を対象としたマッチングスコアカード方式で決定し、それでも決定しない場合は、No.18 からのカウントバックで決定し、参加資格を付与する。
欠場者が生じても次位の者を繰り上げない。